

## 青梅市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年11月30日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の減額の対象となる世帯の減額判定所得の見直し等を行いたいので、この条例案を提出いたします。

## 青梅市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

青梅市国民健康保険税条例（平成10年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第20条第1号中「33万円」を「43万円（納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額にかかる所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数および公的年金等にかかる所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額にかかる所得税法第35条第3項に規定する公的年金等にかかる所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65

歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)」に改め、同条第2号中「33万円」を「43万円(納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)」に改め、「(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)」を削り、同条第3号中「33万円」を「43万円(納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)」に改める。

付則第2項中「(昭和40年法律第33号)」を削り、「同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」の次に「および山林所得金額」を加え、「あるのは、」を「あるのは」に、「金額によるものとする。)」とする。」を「金額によるものとする。)および山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。」に改める。

付則第4項および付則第5項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

#### 付 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の青梅市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。